

# 高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル

## (高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ編)

### 1 総則

#### (1) 目的

このマニュアルは、高松市内、香川県内、岡山県及び四国（以下「近隣県」という。）で高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）が発生した場合に、まん延防止等の対策を香川県及び関係機関等と連携し、迅速かつ適切に実施するための本市における対応措置を定めるものである。

#### (2) 定義

##### ア 対象疾病

##### (ア) 高病原性鳥インフルエンザ

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）で定める国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により、高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。

##### (イ) 低病原性鳥インフルエンザ

法で定めるH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザと判定されたものを除く。）による家きんの疾病をいう。

イ 本病に対する対策や体制の区分については、高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ編）（以下「本マニュアル」という。）の3の（1）のとおりとする。

#### (3) 責務

##### ア 対応方針

本病は、伝染力が極めて強く、家きんが感染した場合、致死率も著しく高いため、養鶏業に多大な被害を及ぼすほか、人への感染の可能性を有することから、本市に甚大な被害が及ぶことが想定される。

このため、本市では、事前対策として平時より危機管理意識の向上、危機管理体制の整備等を図り、本病が発生した場合は、応急対策として本マニュアル3の（1）を基準として各区分の対策組織を設置する。

本マニュアル3の（1）応急対策で（レベルⅢ）非常体制となった場合は、関係法令や香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル（以下「県マニュアル」という。）に基づき、香川県鳥インフルエンザ対策本部（以下「県対策本部」という。）や関係機関等の緊密な連携のもと、感染の拡大や人への感染防止、市民への情報提供等の総合的な対応をとることにより、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。その後は、本マニュアルの復旧対策に基づき復旧・復興の推進等を行うこととする。

イ 関係機関との連携

対策推進のための役割分担を次のとおりとする。

区 分	役 割
高松市	鳥インフルエンザ防疫対策については、国や香川県、関係機関と連携しながら、本マニュアルに基づき推進する。本市の主な役割は本マニュアル3の(1)の「応急対策体制総括表」とする。
香川県	本病を疑う(異常を示した)家きんが発生した場合、法等の規定に基づき、関係市町の協力を得て、発生農場における迅速な防疫措置や、移動制限区域及び搬出制限区域の設定等のまん延防止対策を実施する。

備考1 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、原則として移動制限区域は、発生農場から半径3km以内、搬出制限区域は、発生農場から半径10km以内で設定される。

備考2 低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、原則として移動制限区域は、発生農場から半径1km以内、搬出制限区域は、発生農場から半径5km以内で設定される。

## 2 事前対策

### (1) 危機管理意識の向上

#### ア 予防対策

養鶏農家に鶏舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うと共に、防鳥ネットの整備や家きん及び作業服、作業靴等を清潔に保つなど、法及び施行規則の飼養衛生管理基準に基づく畜舎の衛生管理を県と共に指導する。

#### イ 職員研修等の実施

本病の発生時における、まん延防止対策を迅速かつ円滑に行うため、県等が実施する本病の防疫演習に参加し、防疫技術を習得する。

#### ウ 市民に対する啓発活動

広報誌やホームページ等を活用して、本病についての正しい知識を周知するほか、本病の発生に備え、養鶏農家以外にも愛がん鳥の飼育方法を周知する。

### (2) 危機管理体制の整備

本病の防疫対策は、異常家きん等の発見の通報から採材までの防疫対応、患畜、疑似患畜と決定された場合の防疫対応や発生地域など、それぞれの状況に応じた取組みが求められるため、高松市緊急事態等処理計画に基づき、状況に応じた応急対策を本マニュアルで定める。

### (3) 資材の確保

緊急的な防疫措置等に迅速に対応できるよう農林水産課において必要最小限の資材を確保する。

#### ア 備蓄により確保する用品一覧表(野鳥調査支援等緊急時用)

番号	用品名	数量	備考
1	衛生帽子	5個以上	
2	N95マスク	5個以上	
3	防護服	5着以上	
4	医療用ゴム手袋	5組以上	
5	その他作業に必要なもの	1式	散布機、消毒液、クーラーボックス等

#### イ 保管場所

高松市瀬戸内町の瀬戸内倉庫及び本庁舎内の農林水産課が管理する倉庫とする。

### 3 応急対策

(1) 応急対策体制総括表

区 分	高松市鳥インフルエンザ 防疫対策連絡会 (レベルⅠ) 監視・情報収集体制	高松市鳥インフルエンザ 防疫対策幹事会 (レベルⅡ) 警戒体制	高松市鳥インフルエンザ 防疫対策本部 (レベルⅢ) 非常体制
本部長 幹事長 会長等	会長：創造都市推進局長 副会長：産業経済部長	幹事長：創造都市推進局長 副幹事長：産業経済部長・ 保健所長	本部長：市長 副本部長：副市長
構成員	関係課長等	関係課長等	教育長・各局長等
事務局	農林水産課	農林水産課・健康福祉総務 課・保健対策課	危機管理課・農林水産課・ 健康福祉総務課・保健対策 課
設置基準	香川県東部家畜保健衛生 所等から ①近隣の農場で本病の 簡易検査陽性の通知があ った時 ②香川県内又は近隣県で 死亡野鳥等による本病の ウイルスが検出され、その 発生地から半径3km以 内の地域に香川県が含ま れる旨の通知があった時 (ただし、レベルⅡの設置 基準③を除く) ③香川県が県マニュアル に基づきレベル3の防疫 対策をとった時	香川県東部家畜保健衛生 所等から ①香川県内の(本市に直接 的な影響のない)農場で本 病の簡易検査陽性の通知 があった時 ②近隣の農場で本病の 疑似患畜等が発生し、制限 区域に香川県が含まれる 旨の通知があった時(た だし、レベルⅢの設置基準② を除く) ③香川県内、近隣県で死亡 野鳥等による本病のウイル スが検出され、発生地か ら半径3km以内の地域 に本市が含まれる旨の通 知があった場合又は本市 内で本病による野鳥等の 死亡が確認された場合	香川県東部家畜保健衛生 所等から ①本市内の農場で本病の 簡易検査陽性の通知があ った時 ②香川県内又は近隣県の 農場で本病の疑似患畜等 が発生し、制限区域に本市 が含まれる旨の通知があ った時
主な業務	①高松市鳥インフルエン ザ防疫対策連絡会(以下 「市対策連絡会」という。) の設置 ②監視、情報収集 ③焼却処理方法の確認 ④埋却地の検討 ⑤消毒ポイントの検討 ⑥防疫対応の農家指導 ⑦人への感染防止に係る 啓発 ⑧市対策幹事会(レベル Ⅱ)又は市対策本部(レベ ルⅢ)設置の検討	レベルⅠで実施する(重複 を除く)もののほか ①高松市鳥インフルエン ザ防疫対策幹事会(以下 「市対策幹事会」という。) を設置 ②香川県、関係機関から防 疫対応や制限区域につい て情報収集 ③焼却処理について、必要 に応じ地元住民説明会の 開催 ④埋却地の選定、必要に応 じ地元住民説明会の開催 ⑤香川県からの要員派遣 依頼に伴う職員動員体制 の検討 ⑥対策推進 a 市民相談対策窓口の	レベルⅠ、Ⅱで実施する (重複を除く)もののほか ①高松市鳥インフルエン ザ防疫対策本部(以下「市 対策本部」という。)を設 置 ②焼却施設の確保、必要に 応じ地元住民説明会の開 催 ③埋却地の確保、必要に応 じ地元住民説明会を開催 ④本病発生の告示(本市内 で発生した場合) ⑤対策推進 a 現地で香川県家畜保 健衛生所が実施する 発生農場の防疫措置 への協力 ・必要資材確保の協力

		設置 b 広報等を通じた風評被害の防止対策 c 学校給食や公共施設等での適切な取り扱いの周知 d 県対策本部から防疫作業への派遣依頼があった時の要員派遣 e 県対策本部からの要請に基づき健康対策班の派遣・業務実施 ⑦市対策本部（レベルⅢ）設置の検討	・必要な要員の職員動員 ・要員の集合場所（体育館等健康調査実施場所）を確保するとともに、健康対策班の業務を実施 ・要員移動のためのマイクロバス等の提供 b 立入調査への同行 c その他、香川県から要請がある防疫活動に関すること
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 本市内で、本病が原因と疑われる死亡野鳥が発生した場合、県マニュアルに基づき簡易検査及び防疫措置等に協力する。

## (2) 体制の内容と用務

### ア 市対策連絡会（レベルⅠ 監視、情報収集体制）

(ア) 市対策連絡会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
会 長	創造都市推進局長		
副 会 長	産業経済部長	事務局	農林水産課
委 員	コミュニティ推進課長、地域振興課長、くらし安全安心課長、危機管理課長、広聴広報課長、財産経営課長、保健対策課長、感染症対策室長、環境総務課長、環境指導課長、西部クリーンセンター所長、農林水産課長、土地改良課長、道路管理課長、議会事務局総務調査課長		

#### (イ) 市長等への報告

香川県東部家畜保健衛生所等から本マニュアル3の(1)の区分がレベルⅠに該当する通知があった時、又はこれらの情報の確認が取れた時、農林水産課長は、創造都市推進局長を通じて、第一報を市長に報告するとともに、市対策連絡会を設置し、会長と協議して、収集した情報及び協議内容等を構成員に適宜報告する。

※委員への報告については、庁内メール等で報告し、必要に応じて会議を招集する。

#### (ウ) 情報の管理

必要に応じて、収集した情報等を市民、関係機関、関係団体等に提供する。

#### (エ) 香川県との協体制

香川県から要員の派遣及び資材の調達依頼等があった場合は、その規模に応じて可能な範囲で対応をする。

#### (オ) 対策対応

必要に応じて市対策幹事会（レベルⅡ）又は市対策本部（レベルⅢ）の準備及び設置の検討をする。

イ 市対策幹事会（レベルⅡ 警戒体制）

（ア）市対策幹事会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
幹 事 長	創造都市推進局長		
副 幹 事 長	産業経済部長・保健所長	事務局	農林水産課・健康福祉総務課・保健対策課
幹 事	コミュニティ推進課長、地域振興課長、くらし安全安心課長、政策課長、総務課長、人事課長、危機管理課長、広聴広報課長、財政課長、出納室長、財産経営課長、契約監理課長、健康福祉総務課長、こども園運営課長、保健対策課長、感染症対策室長、生活衛生課長、保健センター長、環境総務課長、環境指導課長、環境業務課長、西部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長、産業振興課長、農林水産課長、土地改良課長、観光交流課長、スポーツ振興課長、道路管理課長、消防局消防防災課長、病院局みんなの病院事務局総務課長、学校教育課長、保健体育課長、生涯学習課長、議会事務局総務調査課長		

（イ）市長等への報告

香川県東部家畜保健衛生所等から本マニュアル3の（1）の区分がレベルⅡに該当する通知があった時、又はこれらの情報の確認が取れた時、農林水産課長は、創造都市推進局長を通じて、第一報を市長に報告するとともに、本市で鳥インフルエンザ防疫対策幹事会を設置し、幹事長と協議して、収集した情報及び協議内容等を構成員に適宜報告する。

※幹事への報告については、庁内メール等で報告し、必要に応じて会議を招集する。

（ウ）情報の管理

必要に応じて、収集した情報等を市民、関係機関、関係団体等に提供する。

（エ）香川県との協力体制

香川県から要員の派遣及び資材の調達依頼等があった場合は、その規模に応じてできる範囲で対応をする。香川県内での発生が確認された場合、保健所保健対策課は、「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（保健福祉事務所編）」等に基づき県対策本部に協力する。

（オ）対策対応

必要に応じて市対策本部（レベルⅢ）設置の準備及び検討をする。

ウ 市対策本部の設置（レベルⅢ 非常体制）

（ア）市対策本部の構成は次のとおりとする。

班 名	担当部局	担当課	業務内容
総務対策班	総務局	○危機管理課＊ 総務課＊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部の招集、進行等に関すること</li> <li>・市対策本部議事録等の作成に関すること</li> <li>・情報収集等に関すること</li> <li>・報道機関への対応（県対策本部の補完としての説明等）に関すること</li> <li>・市民への広報に関すること</li> <li>・地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関すること</li> <li>・市議会への報告に関すること</li> <li>・市長等への報告（総務局長を通じて行う。）に関すること</li> </ul>
	市民政策局	広聴広報課＊ 政策課＊ コミュニティ推進課＊	
	財政局	地域振興課＊ 契約監理課 財産経営課	
	健康福祉局	健康福祉総務課	
	環境局	環境総務課 環境指導課	

	創造都市推進局  教育局 市議会事務局	環境業務課 西部クリーンセンター 南部クリーンセンター 産業振興課 土地改良課 観光交流課* スポーツ振興課* 農林水産課* 生涯学習課* 総務調査課*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県対策本部、消毒ポイント（香川県西部家畜保健衛生所）、香川県現地事務所（香川県東部家畜保健衛生所）（以下「現地県事務所」という。）等との連絡及び調整に関すること</li> <li>・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関すること</li> <li>・焼却施設、埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関すること</li> <li>・制限区域内の家庭から出されるごみの収集運搬に関すること</li> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関すること</li> <li>・地元警察署との連絡調整、受入れに関すること</li> <li>・自衛隊（派遣隊員の待機場所、駐車場及び野営地の提供等）の受入れ調整に関すること</li> <li>・庶務全般に関すること</li> <li>・各対策班で対応できない用務に関すること</li> <li>・そのほか総務対策班で対応すべきこと</li> </ul>
防疫対策班	総務局 市民政策局  財政局  都市整備局 健康福祉局  環境局  創造都市推進局	○人事課* コミュニティ推進課 地域振興課 契約監理課* 財産経営課* 道路管理課 健康福祉総務課 生活衛生課* 環境総務課* 環境指導課* 環境業務課* 西部クリーンセンター* 南部クリーンセンター* 競輪場事業課* 市場業務課* 産業振興課 土地改良課 農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康調査会場及び一時集合場所の提供に関すること</li> <li>・公共施設（資材の保管場・作業員の休憩場）等の使用に関すること</li> <li>・発生農場及び消毒ポイントへの資材（机、椅子等）の調達、調整及び設置、運営に関すること</li> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関すること</li> <li>・職員の動員配備（班編成等を含む）に関すること</li> <li>※発生農場への殺処分班、消毒ポイントへの消毒作業班などの班編成</li> <li>・殺処分した家きん及び汚染物品等の焼却施設選定に関すること</li> <li>・香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の（発生農場への案内等）協力に関すること</li> <li>・そのほか防疫対策班として対応すべきこと</li> </ul>
財政対策班	財政局  総務局 出納	○財政課* 財産経営課 人事課 出納室*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策（物品購入費、人件費等）予算調達、調整及び執行に関すること</li> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関すること</li> <li>・そのほか財政対策班として対応すべきこと</li> </ul>

			こと
市民相談班	市民政策課  総務局	○くらし安全安心課* コミュニティ推進課 地域振興課 コンプライアンス推進課* 広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口（家きんの異常、消費生活、食の安全）に関すること</li> <li>・市民等への情報周知及び公表等に関すること</li> <li>・発生地域の地元住民との連絡調整に</li> <li>・そのほか市民相談班で対応すべきこと</li> </ul>
交通規制対策班	都市整備局 市民政策局  財政局 創造都市推進局	○道路管理課* くらし安全安心課 財産経営課 土地改良課* 農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道、農道、林道、生活道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関すること</li> <li>・交通規制等に伴う安全対策資材の調達及び設置に関すること</li> <li>・交通安全対策等に関すること</li> <li>・そのほか交通規制対策班で対応すべきこと</li> </ul>
学校等対策班	教育局  健康福祉局	○学校教育課* 保健体育課* こども園運営課*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の動物の飼育指導、飼育状況の調査に関すること</li> <li>・幼児、児童、生徒、教職員等の衛生確保及び不安解消のための説明、指導等に関すること</li> <li>・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関すること</li> <li>・そのほか学校等対策班ですべきこと</li> </ul>
健康対策班	健康福祉局  消防局 病院局	○保健対策課* 健康福祉総務課* ほか健康福祉局全課* 消防防災課* みんなの病院事務局総務課*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康調査会場及び発生農場への職員の動員配備（班編成等を含む）に関すること</li> <li>・香川県からの要請による保健師の派遣等に関すること</li> <li>・防疫要員の健康調査、防護服等の脱着指導に関すること</li> <li>・発生農場の従業員及び関わった人の健康調査に関すること</li> <li>・市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関すること</li> <li>・愛がん鳥の衛生対策に関すること</li> <li>・負傷等による防疫要員の病院への搬送及び受入れに関すること</li> <li>・「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（保健福祉事務所編）」等に基づく対応に関すること</li> <li>・そのほか健康対策班で対応すべきこと</li> </ul>
経営安定対策班	創造都市推進局  総務局 財政局 教育局	○産業振興課* 農林水産課 広聴広報課 財政課 学校教育課 保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養鶏農家への経営安定・支援対策に関すること</li> <li>・養鶏農家への緊急融資に関すること</li> <li>・関連事業者への経営安定に関すること</li> <li>・風評被害防止対策の周知及び広報等に関すること</li> <li>・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関すること</li> </ul>

			・そのほか経営安定対策班で対応すべきこと
市役所以外	受入れ組織及び団体等	自衛隊* 水道事業団* 香川県警察* 外部団体等*	・家きんの殺処分に関すること ・発生農場及び消毒ポイントへの水及び燃料等の供給に関すること ・地域の安全及び交通安全等に関すること ・そのほか本対策作業業務に関すること

備考1 ○を付した課が当該班の責任課とする。

備考2 課によっては、業務内容で複数の班に属する場合がある。対策本部での着席は\*印のある班とする。

備考3 この「市対策本部の構成の役割」は、「各所属の役割分担」に関わらず各所属で協議、協力して実施するものとする。

(イ) 市長への報告

県対策本部からの本病まん延や防疫の進捗状況等についての情報を総務対策班で一元管理し、総務局長を通じて、市長に適宜報告する。

(ウ) 監視体制

県対策本部が、24時間体制の間は、市対策本部も同様に監視体制をとるものとする。

(エ) 市対策本部会議の検討事項

各本部構成員（教育長、各局長）は、本会議での協議事項を即決できるよう各関係所属長と綿密な協議を行うと共に判断を必要とするため、所属長を会議に出席させることとする。

- A 市民相談窓口の設置に関すること
- B 議会対応及び市民への報告及び広報等に関すること
- C 消毒ポイントの設置及び業務協力に関すること
- D 必要物資（テント、机、椅子等）の調達に関すること
- E 現地香川県東部家畜保健衛生所への職員動員及び輸送方法に関すること
- F 防疫要員の健康調査実施場所の設置及び業務協力に関すること
- G 発生農場入口付近における立ち入り制限場所及び防疫作業に係るテント等の設営及び地元住民との調整に関すること
- H 殺処分した家きん及び汚染物品等の焼却施設又は埋却地の選定及び地元住民との調整に関すること
- I 制限区域内のイベント開催やごみ収集等の業務に関すること
- J 被害農家への生活再生支援に関すること
- K 防疫に係る予算措置に関すること
- L そのほか本対策事業に必要な業務に関すること



エ 各所属の分掌事務（役割）については、市対策連絡会、市対策幹事会、市対策本部の担当課の業務内容と別に次の表のとおりとする。

担当部局	幹事課	分掌事務（役割）
市民政策局	政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的判断に関する事</li> <li>・政策的判断の各関係部局との連絡調整に関する事</li> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関する事</li> </ul>
	コミュニティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（資材の保管場・作業員の休憩場）等の使用に関する事</li> <li>・発生農場及び消毒ポイントへの資材（机、椅子等）の調達、調整及び設置、運営に関する事</li> <li>・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事</li> <li>・地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関する事</li> <li>・焼却施設、埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事</li> <li>・香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の（発生農場への案内等）協力に関する事</li> </ul>
	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（資材の保管場・作業員の休憩場）等の使用に関する事</li> <li>・発生農場及び消毒ポイントへの資材（机、椅子等）の調達、調整及び設置、運営に関する事</li> <li>・地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関する事</li> <li>・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事</li> <li>・焼却施設、埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事</li> <li>・香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の（発生農場への案内等）協力に関する事</li> </ul>
	くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口（家きんの異常、消費生活、食の安全）に関する事</li> <li>・交通安全対策等に関する事</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関する事</li> </ul>
総務局	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に関する総合調整に関する事</li> <li>・市対策本部の招集、進行に関する事</li> <li>・市対策本部の議事録等作成に関する事</li> <li>・地元警察署との連絡調整、受入れに関する事</li> <li>・自衛隊（派遣隊員の待機場所、駐車場及び野営地の提供等）の受入れ調整に関する事</li> <li>・外部団体（水道事業団等）の受入れに関する事</li> </ul>
	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員配備（班編成等を含む）に関する事</li> <li>・職員の手当等の確保に関する事</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関する事</li> </ul>
	広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への対応（県対策本部の補完としての説明等）に関する事</li> <li>・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事</li> <li>・市民への広報に関する事</li> </ul>
財政局	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本対策業務に係る予算確保及び執行に関する事</li> <li>・防疫対策（物品購入費、人件費等）予算調達、調整及び執行に関する事</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関すること</li> <li>・養鶏農家への経営安定・支援対策に関すること</li> </ul>
	財産経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分した家きん及び汚染物品等の埋却地の選定に関すること</li> <li>・各対策用車両（公用車（マイクロバス等））の手配に関すること</li> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関すること</li> <li>・生活道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関すること</li> <li>・交通規制等に伴う安全対策資材の調達及び設置に関すること</li> <li>・交通安全対策等に関すること</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関すること</li> </ul>
	契約監理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関すること</li> <li>・防疫対策（物品購入費、人件費等）予算調達、調整及び執行に関すること</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関すること</li> </ul>
健康福祉局	保健対策課 そのほか健康福祉局内全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部及び各係（健康対策班）等との連絡調整</li> <li>・健康調査会場及び発生農場への職員の動員配備（班編成等を含む）に関すること</li> <li>・香川県からの要請による保健師の派遣等に関すること</li> <li>・防疫要員の健康調査、防護服等の脱着指導に関すること</li> <li>・市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関すること</li> <li>・愛がん鳥の衛生対策に関すること</li> <li>・「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（保健福祉事務所編）」等に基づく対応に関すること</li> <li>・食の安全及び動物愛護に関すること</li> <li>・そのほか本事業に必要なことに関すること</li> </ul>
	こども園運営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園等の動物の飼育指導、飼育状況の調査に関すること</li> <li>・幼児、教職員等の衛生確保及び不安解消のための説明、指導等に関すること</li> <li>・給食等への適切な取り扱いの周知等に関すること</li> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関すること</li> </ul>
環境局	環境総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の処理計画に関すること</li> </ul>
	環境指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分した家きん及び汚染物品等の焼却施設選定に関すること</li> <li>・制限区域内のごみ収集運搬に関すること</li> <li>・廃棄物の適正廃棄の調整、環境調査に関すること</li> </ul>
	環境業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限区域内の家庭から出されるごみの収集運搬に関すること</li> </ul>
	西部クリーンセンター 南部クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内焼却施設の調整に関すること</li> <li>・殺処分した家きん及び汚染物品等の焼却施設選定に関すること</li> <li>・死亡野鳥の対応に関すること</li> <li>・地元住民への焼却処分の説明会に関すること</li> </ul>
創造都市推進	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員配備（班編成等を含む）に関すること（局</li> </ul>

局		内対応の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連事業者の経営安定に関する事</li> <li>・養鶏農家への経営安定・支援対策に関する事</li> <li>・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事</li> </ul>
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び対策本部の企画調整に関する事</li> <li>・県対策本部、現地県事務所等との調整、連絡員の派遣及び対策本部各班の連絡調整</li> <li>・評価人の選出に関する事（評価人は、原則農林水産課長とする）</li> <li>・死亡野鳥の対応に関する事</li> <li>・林道、生活道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事</li> <li>・交通規制等に伴う安全対策資材の調達及び設置に関する事</li> <li>・交通安全対策等に関する事</li> <li>・養鶏農家への経営安定・支援対策に関する事</li> <li>・関連事業者への経営安定に関する事</li> </ul>
	土地改良課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分した家きん及び汚染物品等の埋却地の選定に関する事</li> <li>・農道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事</li> <li>・交通規制等に伴う安全対策資材の調達及び設置に関する事</li> <li>・交通安全対策等に関する事</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関する事</li> </ul>
	観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関する事</li> </ul>
	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の使用に関する事（資材の保管場・作業員の休憩場等の確保）</li> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関する事</li> </ul>
都市整備局	道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事</li> <li>・交通規制等に伴う安全対策資材の調達及び設置に関する事</li> <li>・交通安全対策等に関する事</li> <li>・消毒ポイント等の設置、運営に関する事</li> </ul>
出納室	出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本対策業務に係る予算確保及び執行に関する事</li> <li>・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払いに関する事</li> </ul>
教育局	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の動物の飼育指導、飼育状況の調査に関する事</li> <li>・児童、生徒、教職員等の衛生確保及び不安解消のための説明、指導等に関する事</li> <li>・学校給食に関する事</li> <li>・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事</li> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の決定に関する事</li> </ul>
	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・教職員の衛生確保に関する事</li> <li>・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事</li> <li>・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関する事</li> </ul>
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限区域内での各イベント等の有無及び実施、中止の</li> </ul>

		決定に関すること
消防局	消防防災課	・負傷等による防疫要員の病院への搬送及び受入れに関すること
病院局	みんなの病院事務局総務課	・負傷等による防疫要員の病院への搬送及び受入れに関すること
市議会事務局	総務調査課	・市議会への報告に関すること
全所属に関すること		・制限区域（発生農場から10km）以内での行事やイベント等の開催の自粛等について ・そのほか、各所属で考えられる被害を最小限にするための防疫対策を積極的に行うこと

備考1 各部局長は、所掌の用務に必要な課を適宜追加する。

備考2 この「各所属の分掌事務（役割）」は、「市対策本部の役割」に関わらず単独で対応するものもあるが、分掌事務が重複している場合は、所属同士で協議、調整し、滞りない業務の遂行を図ることとする。

#### オ 職員の動員計画

##### （ア）動員配備の区分

本病の早期終息を図るため、県対策本部等からの要請に基づき、要員の派遣をする。  
なお、発生農場の規模やまん延状況等により動員規模が変動することから、活動体制を3段階に設定する。

区 分	総務対策班及び防疫対策班 (窓口課)	健康対策班 (窓口課)
第1段階	農林水産課	健康福祉局（健康福祉総務課、保健対策課）
第2段階	創造都市推進局（産業振興課）	健康福祉局（健康福祉総務課、保健対策課）
第3段階	全部局（人事課） ※健康対策班を除く	健康福祉局（健康福祉総務課、保健対策課）

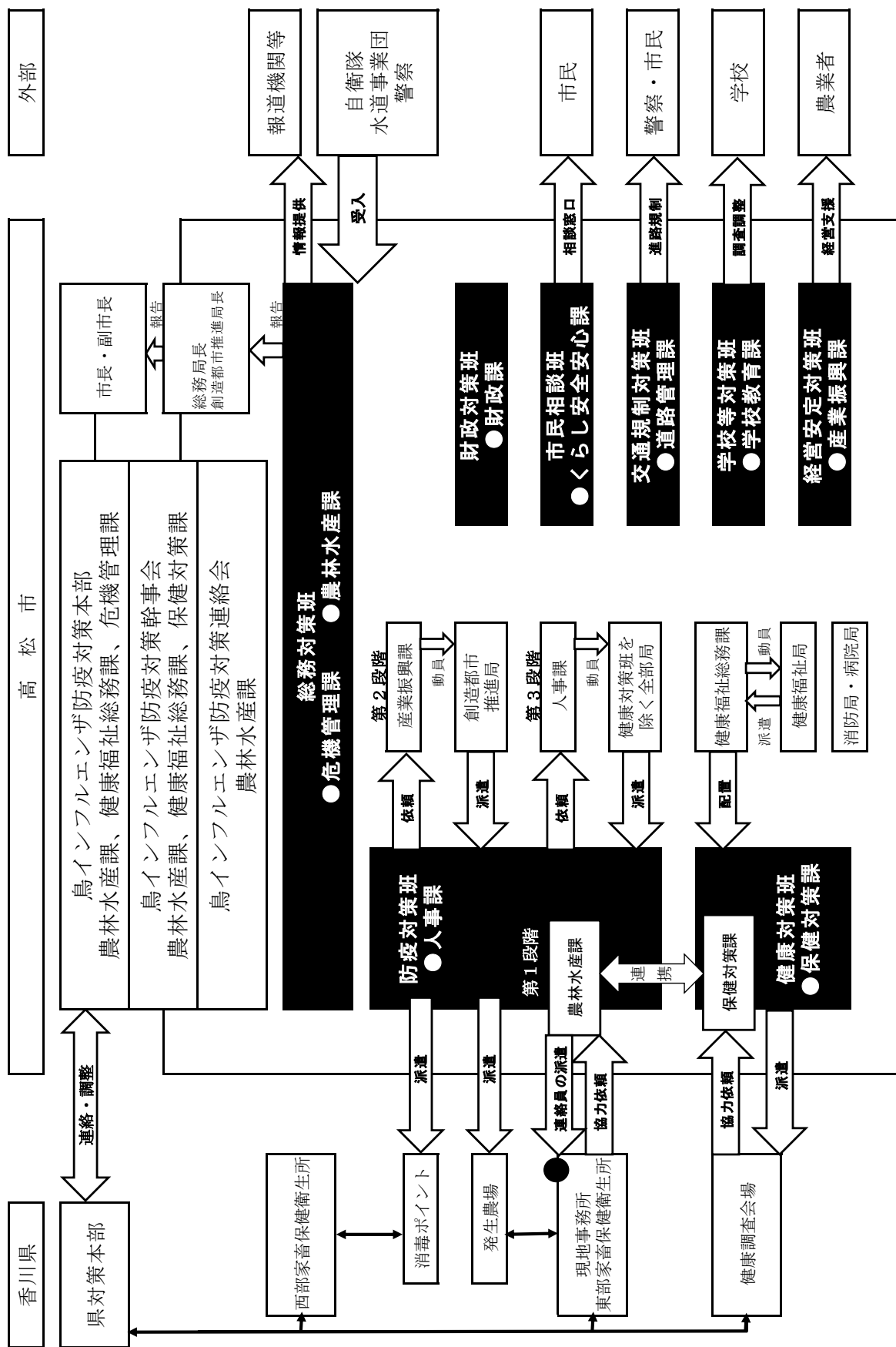
備考1 県対策本部等からの要員派遣依頼人数等によって、第1段階（約15人まで）における動員配備が困難な場合は、第2段階（約40人まで）へ、さらには第3段階（約40人以上）に移行するものとする。

備考2 窓口課は、本市が市対策本部を設置している場合、防疫対策班及び健康対策班において策定した動員計画に基づき、動員する職員の取りまとめを行うものとする。市対策本部が設置されていない場合、各窓口課で取りまとめを行うものとする。

##### （イ）動員配備の伝達

県対策本部からの要請に基づき、本市が市対策本部を設置している場合、総務対策班で動員配備計画を作成し、市対策本部を通じて、関係局長に動員数を伝達する。関係局長は配備する職員の氏名を総務対策班に報告する。市対策本部等が設置されていない場合、各窓口課で関係局長に動員数を伝達する。関係局長は配備する職員の氏名を各窓口課へ報告する。

【連絡体制一覧図】



## 4 復旧対策

### (1) 復旧・復興の推進

#### ア 安全性の確認

国防疫指針に基づき、防疫措置終了後、県対策本部指揮のもと、市職員は、香川県に協力し、以下の清浄性の確認等のための検査を実施する。なお、検査結果については、ホームページ等で公表するとともに、市民からの問い合わせに対応する。

#### (ア) 清浄性確認検査

#### (イ) 発生農場等の経営再開のための検査

#### イ 生活再建

本病の発生に伴い、被害を被った養鶏農家等の営農再開を支援するための措置を実施し、早期再開を推進する。

### (2) 被害者等へのフォロー

#### ア 生活再建相談の実施

本病の発生に伴い、被害を被った養鶏農家等の営農再開に向けた相談窓口を農林水産課及び産業振興課に設置する。

#### イ 心と健康相談の実施

本病の発生に伴い、被害を被った養鶏農家及び防疫従事者の心と健康相談窓口を健康対策班に設置する。

### (3) 再発防止策の検証・実施

#### ア 発生原因の究明

感染経路の調査に必要な情報収集と現地調査の結果を踏まえ、香川県とともに発生原因の究明を行う。

#### イ 課題の整理及び再発防止策の検討・実施

発生原因や防疫対応での検討事案を整理し、再発防止に向けた取組や防疫対応の総合的な検証を実施する。

### (4) 対応の評価と本マニュアルの見直し等

#### ア 対応の評価

本病発生による防疫対応の評価をするため、香川県とともに報告書を作成し、課題の抽出のほか、今後に備え、迅速かつ効果的な防疫対応ができる方策を検討する。また、その事後評価については、ホームページ等で公表する。

#### イ 本マニュアルの見直し

本マニュアルは、適宜、見直しを行うものとする。